

全国旅行支援「いしかわ旅行割」キャンペーン 宿泊施設向け実施要領

(1) 事業概要

【事業期間】

令和5年1月10日(火)～令和5年6月30日(金)まで

※ 令和5年4月29日(土)～5月7日(日)は対象外

- ※ 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、2023年4月29日(土)チェックアウト分を含みます。4月28日から2連泊以上(チェックアウトが4月30日(日)以降になる場合)の商品に関しては、対象外となります。
- ※ 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、2023年7月1日(土)チェックアウト分を含みます。6月30日から2連泊以上(チェックアウトが7月2日(日)以降になる場合)の商品に関しては、対象外となります。
- ※ 全国旅行支援対象商品販売開始日2023年3月16日(木)以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。なお、延長期間分(4月1日～6月30日)の販売開始日は2023年3月16日(木)とします。
- ※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、補助金の交付を一時的に停止することがあります。

【対象】

日本国内に居住する旅行者

【利用方法及び販売補助金】

- ・ 宿泊旅行の旅行代金に応じて、旅行代金の販売補助金とクーポンの付与を実施する。
- ・ 本事業の適用対象とする具体の申込方法については、対象宿泊施設において判断し、本事業の公式ホームページに掲載されている対象宿泊施設一覧の予約方法に明記すること。
- ・ ワクチン接種歴や陰性の検査結果の確認については、旅行者全員のワクチン3回接種歴(接種日からの経過期間問わない)または陰性の検査結果の確認が必要。(未確認の場合は対象外)
- ・ 旅行代金の販売補助金は精算時、クーポンはチェックイン時に付与。

<販売補助金等>

令和5年1月10日(火)～令和5年6月30日(金)	
販売補助金	旅行代金の20% 販売補助金上限：宿泊商品 3,000円1人1泊
観光クーポン (電子クーポン)	平日 2,000円 休日 1,000円

	※休日は、土曜日、その翌日が祝日である日曜日もしくは、祝日またはその翌日が土曜日である祝日をさし、平日とは、休日以外の日をいう。 ※利用期限は旅行開始日から事業終了日まで
最低旅行代金	旅行代金の平均値が下記の金額を下回る商品は補助の対象外となります。 平日 3,000 円 休日 2,000 円 ※1 人 1 泊あたり

※クーポンの取り扱いについては、いしかわ旅行割キャンペーン『石川県観光クーポン取扱店舗マニュアル』を参照すること。

※ワクチン接種歴または陰性の検査結果の取扱い等については、別紙の「全国旅行支援『いしかわ旅行割』キャンペーン取扱マニュアル」のほか、次の国の資料を参照すること。

・「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf)

・「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001442240.pdf>)

<旅行代金の考え方>

- ・ 販売補助金ならびに、クーポン付与額の算出については、総旅行代金に対して20%を乗じた額と1人1泊あたりの上限額を泊数と人数で乗じた額を比較し、上限を超えていたら上限額までが実際の販売補助金となります。
- ・ なお、子供料金が発生しない子供や幼児（0円の場合）も1名とカウント可能。
- ・ 市町割引など、当事業以外の販売補助金を利用する場合は旅行代金から先引きします。先引きした結果、最低旅行代金を下回る場合は、本事業の補助対象外となります。

※計算方法の一部抜粋のため、上記以外の計算方法に関しては、「いしかわ旅行割」キャンペーン事務局への問い合わせ、または「いしかわ旅行割」キャンペーン事務局が運営するホームページを参照のこと

【対象宿泊施設】

石川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条第1項により、石川県知事または金沢市長の許可を受けた宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 6 号)第3条第1項により、石川県知事または金沢市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

「いしかわ旅行割キャンペーン 宿泊施設参画誓約事項」に記載されている内容を遵守することが参画条件となります。

【宿泊旅行の要件】

- ・ 参画登録のある宿泊施設で販売する宿泊を伴う旅行
- ・ 1 旅行あたり最大7泊まで、利用回数の制限なし
- ・ 換金性が高い金券類をセットにしたもの(QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等のセット等)は対象外。

(2) 事業実施の流れ

① 参画申込(公式ホームページの事業者向けページより申請をお願いします)

公式ホームページ <https://www.goto-ishikawa-campaign.com>

前提条件となる下記の制度の登録後、参画申込

- ・「石川県新型コロナ対策取組宣言」に登録

② いしかわ旅行割キャンペーン事務局より、補助金申請システムのID、パスワードを送付

(マニュアル等はシステムログイン後、マイページにて閲覧可)

③ いしかわ旅行割キャンペーン事務局よりスターターキットを送付

④ 予約受付開始

- ・ 対象商品の販売に際しては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と販売補助金適用後の価格を明示し、その差額に対し、本事業による支援があることを消費者が明確に認知できるようにすること
- ・ 予約受付の当日中に補助金申請システムに入力すること(大原則)
→システムについては、別途、「補助金申請システム操作マニュアル」を参照すること
- ・ チェックイン時に、「石川県観光クーポン」をいしかわ旅行割キャンペーン利用者(以降、利用者)へ渡すこと
- ・ チェックイン時に、利用者に「補助金適用証明書」を記入してもらうこと(販売補助金相当分を精算する際の証拠書類となり、原本を事務局へ提出して頂きます。)

※予約受付にあたっての主な留意点

- ・ 旅行当日に、旅行者全員(代表者及び同行者全員)の本人確認が必要(本人確認書類の原本を目視で確認すること。コピーは不要。)
- ・ 利用回数制限なし(同一人物の複数回利用可)。ただし、1予約の宿泊は最大7泊まで。
- ・ 1予約あたりの利用人数制限なし。

(3) 販売補助金精算の流れ及び留意事項

宿泊施設マニュアルをご参照ください。

(販売補助金 精算の主な流れ)

1. 補助金額明細書と補助金適用証明書の確認作業

事務局からメールでお送りする「補助金額明細書」の内容を「補助金適用証明書」と照合し、差異が無いかのご確認をお願いします。

2. 照合作業後、差異がない場合は、事務局へ照合完了連絡をメールにてご連絡ください。

※差異がある場合は、事務局へメールもしくは電話にてご連絡をお願いします。

3. ①精算申請書、②補助金適用証明書、③観光クーポン管理表を事務局へ送付

4. 販売補助金の振込み

(販売補助金精算の留意事項)

① 宿泊日を過ぎた減員、減泊の変更の場合

事務局でのみ変更操作が可能となりますので、事務局へご連絡をお願いいたします。なお、その場合、クーポンの付与額に変更がある場合は、回収もお願いいたします。

②精算日をまたぐ連泊利用についての精算

精算日をまたぐ連泊利用の販売補助金については、チェックアウト日を基準に、精算をさせていただきます。

例) 1月31日から2泊(2月2日以降のチェックアウト) → 2月15日締日にて精算対応

③補助金適用証明書の内容が補助金申請システムと一致しない場合

補助金申請システムは、精算締め日を遡って申請内容の変更はできません。
変更が発生した場合は、事務局までお問い合わせください。

④精算スケジュール

事務局から提示するスケジュールに沿って、毎月15日と末日を締日とし、審査が完了次第、速やかに指定の口座にお振込みをいたします。

照合作業、販売補助金の差異などの問題により、多少前後する可能性があり、それによって着金が遅れる場合もあることをご了承ください

⑤システム入力の期限

補助金申請システムは、チェックアウト翌日の19時00分以降の記録の変更(増額、訂正、減額、取消など)は出来なくなります。最終確認を怠らず、しっかりとした運用を心掛けてください。

(6) 事務局について

いしかわ旅行割キャンペーン事務局

(受付時間:平日9時30分~17時30分、休業日:土・日・祝日)

問い合わせ内容によって、窓口が異なります。_

① 消費者(旅行者)コールセンター

電話:076-225-7675

メールアドレス:goto-ishikawa-cp3@bsec.jp

② 宿泊事業者向け窓口:

電話:076-255-6574 FAX:076-255-0593

メールアドレス:goto-ishikawa-cp1@bsec.jp

③ 観光クーポン取扱店舗向け窓口

電話:076-255-6736 FAX:076-255-0296

メールアドレス:goto-ishikawa-cp5@bsec.jp